

指定管理者制度の概要及び選定の手順について

1 指定管理者制度の概要

(1) 制度の趣旨

平成15年の地方自治法改正により、それまで地方公共団体の直接管理又は管理委託で行ってきた「公の施設」の管理について、地方公共団体の「指定」を受けた法人その他の団体（「指定管理者」）が行うことができるようになりました。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

「公の施設」とは、例えば次のような施設のことです。

公園、体育館、図書館、公民館、博物館、公営住宅、下水道施設、道路

(2) 現状

平成20年度及び平成21年度に設置した選定委員会での審査を経て、県内を4つのブロックに分けて指定管理者を選定し、県営住宅を管理していますが、指定期間が平成26年3月末で終了するため、平成26年4月1日から管理を行う新たな指定管理者を選定する必要があります。

2 指定管理者選定の手順について

(1) 選定スケジュール（予定）

選定委員会の設置（審査基準・配点表の決定）	25年	7月中旬
指定管理者の公募開始	25年	8月
ア 募集要項の配布	25年	8月上旬
イ 募集説明会	25年	8月下旬
ウ 申請に関する質問の受付、回答	25年	8月下旬
エ 申請の受付	25年	9月上旬
選定委員会による書面審査	25年	9月下旬
申請者が3団体以内の場合は、書面審査は行わない。		
選定委員会によるヒアリングの実施	25年	10月上旬
選定委員会による最終審査・順位の決定	25年	10月中旬
指定管理候補者の選定	25年	10月下旬

(2) 選定委員会による審査の手順

書面審査：提出された申請書類に基づく審査

ヒアリング審査：申請者からの説明及びヒアリングによる審査

最終審査：審査結果の確定

(3) 指定管理者の指定期間

指定の期間は、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年を予定しています。

(4) 指定管理者が行う業務

募集及び入居にかかる管理業務

入居者管理業務

家賃等の管理業務

修繕・保守管理業務

県営住宅管理人関係業務

県営住宅に設置されている駐車場管理業務

その他の管理業務